

淡路市規則第 号

淡路市津名港ターミナル管理規則の一部を改正する規則（案）

淡路市津名港ターミナル管理規則（平成18年淡路市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「を専用利用又は共用利用する場合」を「の施設を利用する場合（次号に該当する場合を除く。）」に、「専用利用又は共用利用」を「施設利用」に改め、同条第2項中「施設」の右に「又は会議室（以下「施設等」という。）」を加える。

第3条第1項中「専用利用又は共用利用を」を「施設の利用を」に、「専用利用又は共用利用」を「施設利用」に改め、同条第2項中「ターミナルの施設」を「施設等」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「ターミナルの施設」を「施設等」に改め、同項を同条第3項とする。

第4条から第6条までを削る。

第7条中「第2条第1項第1号」を「第2条第1項各号」に改め、同条を第4条とし、第8条を第5条とする。

第9条第1項中「又は定期利用者」及び「又は定期駐車券」を削り、同項に次のただし書を加え、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

第10条を第7条とする。

第11条第2項中第3号及び第4号を削り、同項第5号中「建物」を「施設等」に改め、同号を同項第3号とし、同条を第8条とし、第12条から第14条までを3条ずつ繰り上げる。

第15条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第12条とする。

第16条中「第13条まで」を「第10条まで」に、「第2条及び第3条中」を「第2条から第5条までの規定中」に改め、「第4条の見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と」を削り、「第9条」を「第6条」に、「と、第10条」を「と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条」に、「第11条」を「第8条」に、「第12条及び第13条」を「第9条及び第10条」に改め、同条を第13条とし、第17条を第14条とする。

様式第1号及び様式第3号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

(申請先) 様

申請者 住所又は居所
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号() — 番

淡路市津名港ターミナルビル施設利用許可申請書

淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、施設等の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用目的		
利用施設名	☐ 専用使用	☐ 自動販売機 () ☐ その他 ()
	☐ 一時使用	
利用人数		
※受付年月日		
※許可年月日		

- 備考 1 ☐については、該当するものに、**レ**印を記入してください。
2 ※印欄は、記入しないでください。
3 指定管理者がこの様式を使用するときは必要な修正を加えること。

様式第3号(第3条関係)

様

許可 第 号
年 月 日

(許可者) 印

淡路市津名港ターミナル施設利用許可書

年 月 日付けで申請のあった施設等の利用については、次のとお

り許可します。

住 所		利用期間	年 月 日から
氏 名			年 月 日まで
利用施設名	☐ 専用使用	☐ 自動販売機 () ☐ その他 ()	
	☐ 一時使用		

- 1 利用を許可する物件（以下「物件」という。）は、次のとおりです。
所 在
利用部分 別図のとおり
(利用する用途)
- 2 利用者は、物件を の用途に使用し、その他の用途に使用することはできません。
(利用許可期間)
- 3 利用を許可する期間は、 年 月 日から 年 月 日までです。
(使用料)
- 4 使用料は、 円とし、別に発行する納入通知書により納入期限内に納入してください。
(経費負担等)
- 5 使用者は、物件の維持管理のため通常必要とする経費のほか、物件に附帯する電気、ガス、水道、電話等の設備の使用に必要な経費を負担していただきます。
なお、この負担額は、別に通知します。
(利用上の制限)
- 6 利用者は、常に善良なる管理者として注意をもって物件を維持管理してください。
- 7 利用者は、物件を2に規定する用途以外に使用できません。
- 8 利用者は、物件の修繕（通常の維持管理のためのものをいう。）、模様替えその他管理上必要な行為をし、又は許可条件の全部又は一部を変更しようとするときは、事前に書面で市長に申し出て承認を受け、その指示に従ってください。
(転貸し等の禁止)
- 9 利用者は、物件を他の者に転貸し、又は担保に供することはできません。
(利用許可の取消し又は変更)
- 10 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の全部又は一部を取り消し、若しくは変更をすることがあります。
 - (1) 淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例第10条の3各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 公用又は公共用に供するため物件を必要とするとき。
 - (3) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
 (原状回復)
- 11 利用者は、利用期間が終了したとき、又はこの許可を取り消されたときは、

自己の負担において市長の指定する日までに、物件を原状に回復の上、返還しなければなりません。ただし、市長が特に承認したときは、この限りではありません。

- 1 2 利用者が原状回復の義務を履行しないときは、市長は、利用者の負担においてこれを行うことができます。この場合においては、利用者は、何らの異議を申し立てることができません。

(許可の取消しによる損失の取扱い)

- 1 3 市が10の規定により利用許可を取り消した場合において、その取消しにより利用者に損失が生じて、市は、その損失を補償しません。

(損害賠償)

- 1 4 利用者は、その責めに帰すべき理由により、物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、物件を原状に回復したときは、この限りではありません。

(有益費等の請求権の放棄)

- 1 5 利用期間が終了し、又は利用許可の取消しがあった場合において、利用期間中に利用者が物件に投じた改良のための有益費、必要費その他の費用があっても、市は、一切の費用に対し補償しません。

(実地調査等)

- 1 6 市は、物件について随時実地調査を行い、又は所要の報告を求め、その維持管理又は使用について指示することがあります。この場合においては、利用者は、これを拒むことができません。

(疑義の決定)

- 1 7 この使用許可について疑義があるとき、又は物件の利用について疑義が生じたときは、すべて市長の決定するところによります。

(細部事項の取扱い)

- 1 8 物件の利用に係る細部事項は、別途指示します。

備考 指定管理者に施設を管理させる場合には、この様式に準じて作成すること。

様式第5号から様式第9号までを次のように改める。

様式第5号から様式第9号まで 削除

様式第10号中「第10条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第11号中「第11条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第12号中「第12条関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の淡路市津名港ターミナル管理規則の規定によりされた処分、手続その他の行為については、な

お従前の例による。

淡路市津名港ターミナル管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(利用許可の申請等) 第2条 条例第6条第1項又は第2項の規定によりターミナルの利用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 淡路市津名港ターミナルビル(以下「建物」という。)を<u>専用利用又は共用利用する場合</u> 淡路市津名港ターミナルビル<u>専用利用又は共用利用</u>許可申請書(様式第1号) (2) (略) 2 前項の申請書は、建物の施設を利用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日から2日前まで受け付けるものとする。ただし、市長がターミナルの管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。 (利用許可書の交付等) 第3条 市長は、前条第1項第1号の規定による申請に係る<u>専用利用又は共用利用</u>を許可したときは、淡路市津名港ターミナル<u>専用利用又は共用利用</u>許可書(様式第3号)を、同項第2号の規定による申請に係る利用を許可したときは、淡路市津名港ターミナル会議室利用許可書(様式第4号)をそれぞれ交付するものとする。 2 市長は、前条第1項の規定による申請に係る<u>ターミナルの施設</u>の利用を許可しないときは、その理由を付して文書で不許可の通知をするものとする。 <u>3 第1項の利用の許可をする場合において許</u>	(利用許可の申請等) 第2条 条例第6条第1項又は第2項の規定によりターミナルの利用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 淡路市津名港ターミナルビル(以下「建物」という。)の<u>施設を利用する場合(次号に該当する場合を除く。)</u> 淡路市津名港ターミナルビル<u>施設利用</u>許可申請書(様式第1号) (2) (略) 2 前項の申請書は、<u>建物の施設又は会議室(以下「施設等」という。)</u>を利用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日から2日前まで受け付けるものとする。ただし、市長がターミナルの管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。 (利用許可書の交付等) 第3条 市長は、前条第1項第1号の規定による申請に係る<u>施設の利用</u>を許可したときは、淡路市津名港ターミナル<u>施設利用</u>許可書(様式第3号)を、同項第2号の規定による申請に係る利用を許可したときは、淡路市津名港ターミナル会議室利用許可書(様式第4号)をそれぞれ交付するものとする。 2 市長は、前条第1項の規定による申請に係る<u>施設等</u>の利用を許可しないときは、その理由を付して文書で不許可の通知をするものとする。

淡路市津名港ターミナル管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>可する期間は、1年を超えることができない。</u> <u>ただし、市長が特に必要があると認めるときは、1年を超えることができる。</u> 4 <u>ターミナルの施設の利用の許可を受けた者</u> (以下「利用者」という。)は、第1項の利用許可書を携帯し、係員の求めがあったときは、提示しなければならない。 <u>(一時利用又は通常利用の方法等)</u> <u>第4条 条例第6条第2項の規定により淡路市津名港ターミナル駐車場(以下「駐車場」という。)を一時利用又は通常利用する者(以下「通常利用者」という。)は、自動車を入場させるときに一時利用駐車券(様式第5号)の交付を受けなければならない。</u> 2 <u>通常利用者は、自動車を出場させるときに駐車券を自動料金精算機に挿入し、駐車時間に対応する使用料を納付しなければならない。</u> 3 <u>市長は、前項の規定により使用料の納付を受けたときは、一時利用領収書(様式第6号)を交付するものとする。</u> <u>(定期利用の方法等)</u> <u>第5条 駐車場を定期利用しようとする者は、淡路市津名港ターミナル駐車場定期利用申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。</u> 2 <u>市長は、前項の規定による申請に係る定期利用を許可したときは、自動車定期駐車券(様式第8号)を当該申請者(以下「定期利用者」という。)に交付するものとする。</u> 3 <u>定期利用者は、自動車を入場及び出場させるときに定期駐車券を自動料金清算機に挿入しなければならない。</u>	3 <u>施設等</u>の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、第1項の利用許可書を携帯し、係員の求めがあったときは、提示しなければならない。

淡路市津名港ターミナル管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>(駐車券等の再交付)</u> <u>第6条</u> 通常利用者又は定期利用者は、<u>駐車券を紛失し、又は損傷したときは、淡路市津名港ターミナル駐車場駐車券再交付申請書(様式第9号)を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、市長は、当該通常利用者が自動車を出場させることについて正当な権原を有することを証明できる場合に限り、駐車券を再発行できる。</u> (競合したときの順位) <u>第7条</u> <u>第2条第1項第1号</u>の利用許可の申請が競合したときは、当該申請のあった順序により許可を行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (利用の取消し) <u>第8条</u> (略) (使用料の納付) <u>第9条</u> 利用者<u>又は定期利用者</u>は、利用許可書<u>又は定期駐車券</u>の交付と引換えに使用料を納めなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、専用利用又は共用利用する場合には、使用料を後納することができる。</u> (使用料の減免等) <u>第10条</u> (略) (使用料の還付) <u>第11条</u> (略) 2 条例第9条の2ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその割合は、次に定めるとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 使用料を納めた者が定期利用の許可に</u>	(競合したときの順位) <u>第4条</u> <u>第2条第1項各号</u>の利用許可の申請が競合したときは、当該申請のあった順序により許可を行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (利用の取消し) <u>第5条</u> (略) (使用料の納付) <u>第6条</u> 利用者は、利用許可書の交付と引換えに使用料を納めなければならない。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。</u> (使用料の減免等) <u>第7条</u> (略) (使用料の還付) <u>第8条</u> (略) 2 条例第9条の2ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその割合は、次に定めるとおりとする。 (1)・(2) (略)

淡路市津名港ターミナル管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>係る期間（以下「許可期間」という。）及び更新された許可期間の開始日前までに利用の取消しを申し出た場合 １００分の１０</u> <u>０</u> <u>（４） 使用料を納めた者が定期利用の許可期間の途中で利用の取消しを申し出た場合で残余期間が１月以上ある場合 許可期間の月数分の残余期間の月数</u> <u>（５） 使用料を納めた者が次に掲げる期日までに建物の利用の取消しを申し出た場合において、市長がやむを得ない理由があると認める場合</u> (損傷の届出等) <u>第１２条</u> （略） (管理上の立入り) <u>第１３条</u> （略） (利用終了の届出) <u>第１４条</u> （略） (管理者の責任) <u>第１５条</u> 市長は、次の各号いずれかに該当する損害については、責任を負わないものとする。 (１) 災害その他不可抗力による損害 <u>(２) 一時利用者又は定期利用者が引き起こした衝突、接触その他駐車場又は淡路市津名港ターミナル駐輪場（以下「駐輪場」という。）内の事故についての損害</u> <u>(３) 駐車場又は駐輪場内に駐車する自動車等内に留意された物品又は積載物若しくは取付物についての損害</u> <u>(４) 前３号に掲げるもののほか、市の責めによらない理由により発生した損害</u> (指定管理者に管理を行わせる場合の準用規	<u>(３) 使用料を納めた者が次に掲げる期日までに施設等の利用の取消しを申し出た場合において、市長がやむを得ない理由があると認める場合</u> (損傷の届出等) <u>第９条</u> （略） (管理上の立入り) <u>第１０条</u> （略） (利用終了の届出) <u>第１１条</u> （略） (管理者の責任) <u>第１２条</u> 市長は、次の各号いずれかに該当する損害については、責任を負わないものとする。 (１) 災害その他不可抗力による損害 <u>(２) 前号に掲げるもののほか、市の責めによらない理由により発生した損害</u> (指定管理者に管理を行わせる場合の準用規

淡路市津名港ターミナル管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
定) <u>第16条</u> 第2条から<u>第13条</u>まで及び前条の規定は、条例第13条第1項の規定により指定管理者にターミナルの施設の管理を行わせる場合に準用する。この場合において、<u>第2条及び第3条</u>中「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第4条</u>の見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第5条から第8条</u>までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第9条</u>の見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、<u>第10条</u>の見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長に提出」とあるのは「指定管理者に提出」と、「市長が特に」とあるのは「指定管理者が特に」と、<u>第11条</u>の見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第12条及び第13条</u>中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 (指定管理者に管理を行わせる場合の準用規定) <u>第17条</u> (略)	定) <u>第13条</u> 第2条から<u>第10条</u>まで及び前条の規定は、条例第13条第1項の規定により指定管理者にターミナルの施設の管理を行わせる場合に準用する。この場合において、<u>第2条から第5条</u>までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第6条</u>の見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第7条</u>の見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長に提出」とあるのは「指定管理者に提出」と、「市長が特に」とあるのは「指定管理者が特に」と、<u>第8条</u>の見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第9条及び第10条</u>中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 (指定管理者に管理を行わせる場合の準用規定) <u>第14条</u> (略)

淡路市津名港ターミナル管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案																						
様式第 1 号（第 2 条関係） 年 月 日 （申請先） 様 申請者 住所又は居所 （法人その他の団体にあつては、 その主たる事務所の所在地） 氏 名 （法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） — 番 淡路市津名港ターミナルビル<u>専用利用又は共用利用</u>許可 申請書 淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、<u>建物</u>の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。 <table border="1" data-bbox="192 951 1126 1378"> <tr> <td data-bbox="192 951 398 1050">利用期間</td><td colspan="2" data-bbox="398 951 1126 1050"> 年 月 日から 年 月 日まで </td></tr> <tr> <td data-bbox="192 1050 398 1102">利用目的</td><td colspan="2" data-bbox="398 1050 1126 1102"></td></tr> <tr> <td data-bbox="192 1102 398 1378" rowspan="2">利用施設名</td><td data-bbox="398 1102 607 1241">☐ <u>専用部分</u></td><td data-bbox="607 1102 1126 1241"> ☐ <u>事務所</u> ☐ <u>売店</u> ☐ 自動販売機 </td></tr> <tr> <td data-bbox="398 1241 607 1378">☐ <u>共用部分</u></td><td data-bbox="607 1241 1126 1378"> ☐ <u>待合ロビー</u> ☐ <u>洗面所・便所</u> </td></tr> </table>	利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		利用目的			利用施設名	☐ <u>専用部分</u>	☐ <u>事務所</u> ☐ <u>売店</u> ☐ 自動販売機	☐ <u>共用部分</u>	☐ <u>待合ロビー</u> ☐ <u>洗面所・便所</u>	様式第 1 号（第 2 条関係） 年 月 日 （申請先） 様 申請者 住所又は居所 （法人その他の団体にあつては、 その主たる事務所の所在地） 氏 名 （法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） — 番 淡路市津名港ターミナルビル<u>施設利用</u>許可申請書 淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、<u>施設等</u>の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。 <table border="1" data-bbox="1189 951 2123 1378"> <tr> <td data-bbox="1189 951 1395 1050">利用期間</td><td colspan="2" data-bbox="1395 951 2123 1050"> 年 月 日から 年 月 日まで </td></tr> <tr> <td data-bbox="1189 1050 1395 1102">利用目的</td><td colspan="2" data-bbox="1395 1050 2123 1102"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1189 1102 1395 1378" rowspan="2">利用施設名</td><td data-bbox="1395 1102 1608 1241">☐ <u>専用使用</u></td><td data-bbox="1608 1102 2123 1241"> ☐ 自動販売機（ ） ☐ <u>その他（ ）</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1395 1241 1608 1378">☐ <u>一時使用</u></td><td data-bbox="1608 1241 2123 1378"></td></tr> </table>	利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		利用目的			利用施設名	☐ <u>専用使用</u>	☐ 自動販売機（ ） ☐ <u>その他（ ）</u>	☐ <u>一時使用</u>	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで																						
利用目的																							
利用施設名	☐ <u>専用部分</u>	☐ <u>事務所</u> ☐ <u>売店</u> ☐ 自動販売機																					
	☐ <u>共用部分</u>	☐ <u>待合ロビー</u> ☐ <u>洗面所・便所</u>																					
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで																						
利用目的																							
利用施設名	☐ <u>専用使用</u>	☐ 自動販売機（ ） ☐ <u>その他（ ）</u>																					
	☐ <u>一時使用</u>																						

淡路市津名港ターミナル管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行				改 正 案			
利用人数				利用人数			
※受付年月日				※受付年月日			
※許可年月日				※許可年月日			
備考 1 □については、該当するものに、レ印を記入してください。 2 ※印欄は、記入しないでください。 3 指定管理者がこの様式を使用するときは必要な修正を加えること。				備考 1 □については、該当するものに、レ印を記入してください。 2 ※印欄は、記入しないでください。 3 指定管理者がこの様式を使用するときは必要な修正を加えること。			
様式第3号（第3条関係）				様式第3号（第3条関係）			
許可 第 号 年 月 日				許可 第 号 年 月 日			
様 （許可者） 印				様 （許可者） 印			
淡路市津名港ターミナル <u>専用利用又は共用利用</u> 許可書				淡路市津名港ターミナル <u>施設利用</u> 許可書			
年 月 日付けで申請のあった<u>建物</u>の利用については、次のとおり許可します。				年 月 日付けで申請のあった<u>施設等</u>の利用については、次のとおり許可します。			
住 所		利用期間	年 月 日から	住 所		利用期間	年 月 日から
氏 名			年 月 日まで	氏 名			年 月 日まで
利用施設名	□ <u>専用部分</u>	☐ 事務所 ☐ 売店 ☐ 自動販売機		利用施設名	□ <u>専用使用</u>	☐ 自動販売機（ <u> </u> ） ☐ その他（ <u> </u> ）	

淡路市津名港ターミナル管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行			改 正 案		
	☐ 共用部分	☐ 待合ロビー ☐ 洗面所・便所		☐ 一時使用	
1 ～ 1 8 （略） 備考 （略）			1 ～ 1 8 （略） 備考 （略）		
<u>様式第 5 号（第 4 条関係）</u> （略）			<u>様式第 5 号から様式第 9 号まで</u> 削除		
<u>様式第 6 号（第 4 条関係）</u> （略）					
<u>様式第 7 号（第 5 条関係）</u> （略）					
<u>様式第 8 号（第 5 条関係）</u> （略）					
<u>様式第 9 号（第 6 条関係）</u> （略）					
様式第 1 0 号（ <u>第 1 0 条関係</u> ） （略）			様式第 1 0 号（ <u>第 7 条関係</u> ） （略）		
様式第 1 1 号（ <u>第 1 1 条関係</u> ） （略）			様式第 1 1 号（ <u>第 8 条関係</u> ） （略）		
様式第 1 2 号（ <u>第 1 2 条関係</u> ） （略）			様式第 1 2 号（ <u>第 9 条関係</u> ） （略）		